

【論考】 2024年5月20日掲載

誌上の論争

総合企画部 2等陸佐 樋口俊作

はじめに

軍隊であれ、一般の組織であれ、自らに重大な影響を及ぼすような事象が生じた場合、その事象に関する情報を収集し、教訓を案出し、組織内に普及しようとするだろう。日本陸軍にとっての第1次世界大戦はまさにそのような事象であり、軍は情報収集に取り組み、教訓を案出し、戦い方や訓練方法が記載された典令範にその教訓を反映させようとした。

一般論として、教訓が軍隊内へ浸透されるためには中央組織（陸軍省、教育総監部、学校等）による普及活動だけでなく、個々の将兵による教訓の受容が必要である。日本陸軍の教訓収集や普及活動は、これまでしばしば研究に取り上げられている¹。では、個々の将兵による教訓の受容はどのようにして行われたのだろうか。

本稿は、個々の将兵による教訓の受容がどのように進むかについて、日本陸軍の将校向けの雑誌である『偕行社記事』上で行われたある論争をもとに考察するものである。あわせて、誌上の議論の意義についても考察する。本稿で扱う事例は、後述するとおりやや特殊な事例であり、一般的な教訓の受容過程とみなすことはできない。それでも、教訓の受容において、あり得る一形態として考察する限りであれば、十分有用なものであると思料する。

本研究の価値を述べる。陸上自衛隊は未だ実戦を経験していないものの、他国で行われた戦争に関する教訓をはじめ、災害派遣や国際活動における教訓を収集し、その普及に努めている。個々の隊員の受容がどのように行われるか、誌上の議論の効果と意義はどのようなものなのか、旧軍を例にその一形態を明らかにすることができれば、陸上自衛隊内への円滑な教訓浸透の一助になるものと思料する。

史料の引用に当たり、旧字体の漢字は新字体に改めた。

1. 事例の背景

本稿で扱う事例は、1924年に『偕行社記事』上で行われた「火力戦闘の主体は歩兵火なりや砲兵火なりや」という記事に端を発する論争である。それぞれの記事の概要は次節で述べることとし、まず、論争全体の概要とその背景を見てみよう。

¹ 一例として、前原透『日本陸軍用兵思想史』（天狼書店、1994年）251-267頁。葛原和三「帝国陸軍の第一次世界大戦史研究 ―戦史研究の用兵思想への反映について―」『戦史研究年報』第4巻（2001年3月）34-46頁。

ごく簡単に述べると、この論争は砲兵と歩兵による主役争いである。第1次世界大戦を経て、戦闘の主兵を新たに砲兵が担うべきか、従来どおり歩兵が担うべきか。この論争は日本陸軍による第1次世界大戦の調査を扱う研究でも取り上げられたことがあり²、日本陸軍の用兵思想史上では比較的知名度があるように思われる。

第1次世界大戦後、『偕行社記事』上には用兵について対立する意見がいくつか掲載されているものの、それぞれの意見は単体で終了している³。このような中において、本稿で取り上げる論争が独特なのは、執筆者の意見が対立しているだけでなく、批判する対象の記事が明記され、その批判に対する反論、さらにその反論というように意見のやり取りが続き、しかも、意見の深化が見られることである。本事例を除けば、用兵を題材としたものでこのように相手を明確化した論争は、管見の限り、1919年から行われた騎兵不要論を巡るものくらいのように思われる⁴。

次に、第1次世界大戦に対する日本陸軍中央の情報収集と普及活動について見てみよう。日本陸軍は、第1次世界大戦が行われている最中から欧州諸国に人員を派遣し、各種の情報収集に努めていた。収集した情報は「臨時調査員月報」や『偕行社記事 臨時増刊』あるいは『欧州戦史叢書』等、様々な形で一般の将兵へも提供されていた。

収集した情報を元に将来どのように戦っていくかを軍中央が具体化するには、典令範へ反映する必要がある。例えば『歩兵操典』への反映は1920年から数回にわたり試みられていたものの⁵、基準となる典令範への反映が一段落を迎えるのは1929年頃であった⁶。つまり、今回扱う論争が行われた1924年は、大戦の情報や教訓は各将兵へ配布されている一方で、典令範への反映は未完の時期であった。

最後に、第1次世界大戦を迎える前の日本陸軍の典令範の状況を見てみよう。

当時、諸兵科の操典は「歩兵操典改正ノ為採用シタル根本主義⁷」（以下、鍵括弧を付けて「根本主義」という）に基づいて編纂されていた。表題には「歩兵操典改正ノ為」とあるものの、関係するのは歩兵だけでなく、全兵科である⁸。「根本主義」は日清、日露戦争の教訓を元に作られたものであった。「根本主義」の内容のうち、本稿に関係するのは、次のとおりである。

² 葛原「帝国陸軍の第一次世界大戦史研究」39頁。

³ 一例として、渡邊陸軍少将「歩兵操典ノ改正ニ就テ」『偕行社記事』第544号（1920年10月）と柴山歩兵大佐「欧州戦争教訓ノ採用ニ就テ」『偕行社記事』第544号（1920年10月）。

⁴ 対立する意見を交わす論争ではなく、意見交換に近いものであれば、本文で扱ったものの他に1924年に吉住歩兵少佐「我国軍現時の戦闘法に対する数個の疑問点に就テ」『偕行社記事』第600号（1924年9月）に続く議論が『偕行社記事』上に存在する。また、用兵に関するもの以外であれば、他にもいくつかの議論が存在する。

⁵ 『歩兵操典草案』の発行は1920年と1923年に行われている。『歩兵操典』となったのは1928年である。

⁶ 1928年に『統帥綱領』の改訂が、1929年に『戦闘綱要』の編纂が終了している。

⁷ 教育総監部第一課「歩兵操典ニ関スル訓示及講話筆記」「明治四三年三月坤『貳大日記』」防衛研究所所蔵、4-16頁。

⁸ 教育総監部第一課「歩兵操典ニ関スル訓示及講話筆記」5頁。

- ・歩兵が戦闘の主兵であり、他兵種の協同動作を規定する。
- ・白兵主義を採用する。なお、白兵主義とは射撃によって敵に接近し、白兵戦によって戦闘の決着をつけることである。
- ・戦闘の決着とは、銃剣突撃で敵を殲滅することである。
- ・射撃は戦闘の大部分を占める。よって白兵戦だけでなく、射撃教育にも力を入れよ。

2. 議論の展開

それでは、個別の記事の内容を見てみよう。本節では1項につき1記事を、本稿の趣旨に直接関係する範囲で要約した。各表題の横には、例えば「烟霞生①」のように著者名及び番号を付した。次節以降で特定の記事を指す場合、この略称で表す。

(1) 烟霞生「火力戦闘の主体は歩兵火なりや砲兵火なりや」1924年4月(烟霞生①)

議論は、烟霞生という人物の「火力戦闘の主体は歩兵火なりや砲兵火なりや」という記事の投稿に始まる。烟霞生はペンネームであり、執筆者は砲兵旅団長の金子直少将であるという⁹。ただし、誌上に階級・氏名・所属は記載されていない(本稿では「烟霞生」のまま論を進める)。

彼の主張は、第1次世界大戦やそれに関する欧州兵学界の議論を観察した結果、将来の戦場における火力戦闘の主体は砲兵が担うことになるだろうというものである。彼は、そう主張する理由を3点挙げている。

第1は、火力や通信技術の発達により、歩兵による近接戦闘が生起する前に、火力戦闘の占める割合が多くなったというものである。近接戦闘を行う歩兵の数を少しでも多く残存させるためには、火力戦闘は砲兵に任せた方が良い。

第2は、砲兵は歩兵に比べて、その火力を柔軟に発揮できるというものである。ここでいう柔軟とは、射程や射撃目標となる地域の変更のことである。歩兵は目標地域を変えるために徒歩で移動していかなければならないが、砲兵は砲の角度を少し変えるだけで、射距離も方向も容易に変更できる。

第3は、経済的(効率的)な観点からの意見である。砲兵の有する砲弾と歩兵の有する小銃弾や機関銃弾、そして、それらを使用するために必要となる人員数や輓馬数を比較し、砲兵が歩兵に比べて少人数で済むことを挙げている¹¹。

⁹ 烟霞生「火力戦闘の主体は歩兵火なりや砲兵火なりや」『偕行社記事』第592号(1924年1月)21-28。

¹⁰ 葛原「帝国陸軍の第一次世界大戦史研究」39頁。

¹¹ 砲兵の有する榴霰弾には1発あたり270発の小弾が内蔵されている。歩兵の場合、270発を射撃するためには小銃270丁ないし機関銃20丁及びそれを扱う歩兵数が必要になる。他方、砲兵は1門の砲を射撃するのに兵士17名、馬車14頭で済むというものである。烟霞生「火力戦闘の主体は歩兵火なりや砲兵火なりや」22-23頁。

(2) 紫外生『烟霞生』の論文を讀みて¹²⁾ 1924年2月(紫外生①)

烟霞生の記事に対する反論は、紫外生からなされている。紫外生もペンネームであり、執筆者は参謀本部戦史課長の西田恒夫歩兵大佐であるという¹³⁾。なお、烟霞生と同じく、誌上では個人を特定できない(本稿では「紫外生」のまま論を進める)。

それでは、紫外生の反論を見てみよう。彼は、烟霞生の意見が砲兵の価値を過信した砲兵万能論であると捉え、批判している。彼によれば、烟霞生は火力戦闘の主体を議論しているようであり、その実態は戦闘一般の主体が砲兵であると述べているという。

紫外生は、第1次世界大戦中に海外の論調でも砲兵万能論に近いものがあつたことに同意する。しかし、欧州で砲兵万能論を唱えた具体的個人やそれが唱えられた時期を明記することで、砲兵万能論が幅を利かせたのはあくまで一時期であつて、戦後には砲兵万能論は払拭されていると述べている。

また、烟霞生が述べるような、火力戦闘は砲兵に任せて歩兵は近接戦闘を主に行うべきだという意見(『烟霞生①』中の第1の理由)を極端な分業制だと批判し、歩兵が行う火力戦闘も必要であると述べる。つまり、火力戦闘と近接戦闘を完全に分業するのではなく、歩兵には独立戦闘力を保持させ、火力戦闘も近接戦闘も行わせるべきだと述べている。

そう述べる理由として、大戦中、砲兵のみでは敵陣地を破壊することはできなかったことや、目標の発見や観測の可能性の問題から、砲兵の射撃が有効でない場合もあることを挙げる。砲兵火力の能力に限界がある以上、歩兵は自らの火力も活用して戦うしかないという考えである。

紫外生の主張は、次の一文に表現されている。「自分は旧来に比し砲兵威力を重要視せる点に於ては十二分に之を認むるも歩砲主客を転倒して砲兵が火力戦闘の主体であるとはどうしても受取られない、依然砲兵は歩兵にその偉大なる特性たる火力を以つて援助し歩兵は砲兵の援助効果の有無大小に拘らず自らその進路を開き一意前進すると云う根本旨意は大戦前と何等変化のないことを認めるのである¹⁴⁾」

(3) 烟霞生「火力戦闘の主體問題に関し紫外生に答ふ¹⁵⁾」1924年5月(烟霞生②)

紫外生からの批判に対して烟霞生は、自らが述べているのはあくまで火力戦闘の主体に関するものであり、戦闘一般に関する議論ではないと述べる。その上で、大戦における砲弾(砲兵)による死傷率が、銃弾(歩兵)によるそれよりも著しく高くなっていること、そして、戦後の海外の典令範でも砲兵が重視されていることをもって、やはり火力戦闘の主体は砲兵だと述べている。

大戦中、各国軍が陣地を突破できても、その成果を運動戦につなげることができなかった

¹²⁾ 紫外生『烟霞生』の論文を讀みて『偕行社記事』第594号(1924年2月)15-19頁。

¹³⁾ 葛原「帝国陸軍の第一次世界大戦史研究」39頁。

¹⁴⁾ 紫外生『烟霞生』の論文を讀みて18頁。

¹⁵⁾ 烟霞生「火力戦闘の主體問題に関し紫外生に答ふ」『偕行社記事』第596号(1924年5月)1-5頁。

のは歩兵の枯渇によるものであり、その歩兵の枯渇は火力の発達をもたらしたものであると烟霞生は述べる。そして、歩兵を温存するためにも、「苟も歩砲兵協調の許す範囲に於ては火力運用に独特の長所を有する砲兵を火力戦闘の主体とし、其最主要な全能力を發揮せしめ、此間歩兵は出来る丈け兵力を使用せず其保有即戦闘力を過早に涸渇せしめぬ様にする事が全般の戦闘過程上有利であると信ずる¹⁶⁾」と述べている。

(4) 紫外生『烟霞生』の所論を讀みて¹⁷⁾ 1924年6月(紫外生②)

紫外生は烟霞生の主張を踏まえた上で、火力戦闘という切り口ではなく、戦闘経過を接敵と決戦という区分を用いて主張を整理し直す。さらに、接敵の経過も距離に応じて2種類、決戦も2つの段階に区分している。

各語の意味について簡単に補足する。彼の述べる接敵とは、歩兵が近接戦闘を行えるような距離に至るまで敵に近づく行為であると読み解ける。また、彼の述べる決戦とは歩兵の近接戦闘によって勝敗を決定することであり、決戦という語が一般的に意味する決勝会戦のことではない。

接敵の当初、砲兵のみ射撃可能な距離で行われる火力戦闘の主体は砲兵であることを紫外生は認める。しかし、次に行われる歩兵火力の射程内での火力戦闘は、必ずしも主体が砲兵であるとは限らないと述べる。理想を述べれば、この距離における火力戦闘も砲兵火力を主体に行うことができれば良いことに紫外生は同意している。しかし、現実には砲兵数も弾薬数も限定的であり、理想どおりにはならないため、歩兵火力に期待する部分は大きいと述べる。

彼我の歩兵が接触する決戦段階は、突撃に始まり、引き続き近距離戦闘が行われるという。突撃段階ならまだしも、近距離戦闘段階では砲煙等により戦場の観測が困難になり、歩砲兵の協同が困難になるため、歩兵の独立戦闘力が必要になると述べる。

これらを踏まえて、紫外生は「接敵行動間砲兵火力は主体である事は確実であるが勝敗を左右すべき近距離戦闘に於ては遺憾乍ら砲兵火を以て主体として安心する事は出来ない¹⁸⁾」と述べている。

(5) 雨畊生「火力戦闘の主体に関する烟霞生及紫外生の論争を讀みて¹⁹⁾」1924年8月

ここで、雨畊生という人物が記事を書いている(雨畊生の兵科や階級・氏名等は今回の調査では特定できなかった)。

雨畊生は烟霞生と紫外生の主張をまとめ、論点を整理している。また、彼は、論争を行う

¹⁶⁾ 烟霞生「火力戦闘の主體問題に関し紫外生に答ふ」4頁。

¹⁷⁾ 紫外生『烟霞生』の所論を讀みて『偕行社記事』第597号(1924年6月)1-4頁。

¹⁸⁾ 紫外生『烟霞生』の所論を讀みて」4頁。

¹⁹⁾ 雨畊生「火力戦闘の主体に関する烟霞生及紫外生の論争を讀みて」『偕行社記事』第599号(1924年8月)7-12頁。

両者の主張の根拠に使用されている海外の軍隊の編制や戦闘方法等を確認し、主張の妥当性を検討した上で、両者ともに根拠が薄弱だと述べている。

全体として見れば、雨畠生自身は議論に新たな展開を加えることなく、この論争を機に歩砲兵の協調を研究するのが良かろうという旨を述べている。

(6) 烟霞生「火力戦闘の主體問題に関し再紫外生に答ふ²⁰」1924年8月(烟霞生③)

烟霞生は当時の砲兵の技術的發展をもとに、紫外生が述べる砲兵の運用上の制約が誤った認識に基づくものであることに言及する。彼は、大戦後の砲兵は目標が見えなかったり、観測が不可能であったりしたとしても射撃が可能になったという。よって、紫外生が述べる接敵場面のみならず、決戦の場面であっても、火力戦闘に限って言えば、主体は砲兵であると述べている。

紫外生による反論はなく、ここで議論は終了する。ちなみに、この論争が行われた翌年にも、この論争とは関係のない紫外生の記事が掲載されている²¹。よって、紫外生は何らかの事情で反論できなかったのではなく、十分な意見を述べ終えたと考えたものと推測される。

3. 考察

(1) 議論の展開

議論の流れを整理してみよう。議論がすれ違った部分、最終的に合意している部分と、意見が一致しなかった部分がある。「根本主義」の存在を考慮しながら、それぞれを見てみよう。

ア 議論のすれ違い

議論の冒頭で、烟霞生から提起された問題と、その問題に対する紫外生の解釈の齟齬が見られる。この部分を考察してみよう。

烟霞生が「烟霞生①」で問題提起しようとしたのは、記事の表題のとおり火力戦闘の主体を歩兵が担うのか、砲兵が担うのかということである。先に述べたとおり、日本陸軍の典令範は「根本主義」に基づいて編纂されており、射撃によって敵に近づき、白兵戦によって決着をつけるという内容が含まれていた。この中の、敵に近づくための射撃が烟霞生の問おうとした火力戦闘であると考えられる。大戦中、戦場で火力が猛威を振るったのは日本陸軍でも認識されていた。

一方、紫外生は、烟霞生が主張しているのは火力戦闘の主体に関するものではなく、戦闘

²⁰ 烟霞生「火力戦闘の主體問題に関し再紫外生に答ふ」『偕行社記事』第600号(1924年9月)1-5頁。

²¹ 紫外生「住吉中佐の戦闘法に対する疑問を読みて」『偕行社記事』第605号(1925年2月)9-14頁。

そのものの主体だと述べている。なぜこのような論点の齟齬が生じたのだろうか。それは、引き続き行われた議論から読み解くことができる。

「烟霞生②」において、火力戦闘の主体が砲兵であることを主張する根拠として新たに提示されたのは、大戦中の兵士の死傷原因の比率であった。既に述べたとおり、「根本主義」では、戦闘の決着は敵の殲滅によってなされることになっていた。殲滅という状態についてはいくつかの解釈はあり得るものの²²、殲滅を字義どおりに見れば、ひとり残らず皆殺しということになる。死傷者の数が戦闘の決着の評価基準であるならば、最も敵兵士を殺傷できる兵科が主兵ということでもよい。

烟霞生があくまで火力戦闘の主体を論じていると主張した理由は、砲兵は多くの兵士を殺傷することができても、陣地にこもる敵兵士を殲滅することまでは達成できず、最後には歩兵による突撃が必要であることを認めていたからである。「根本主義」は、戦闘の決着は歩兵による銃剣突撃で達成されるとしている。しかし、敵兵の大半を砲兵が殺傷できるのであれば、歩兵は戦闘のほとんどに参加する必要はなく、僅かに残存した敵を殲滅するための、まさに最後のとどめとしての白兵戦のみが期待されていることになる。これは、表現を変えれば、戦闘のほとんどは砲兵戦で片付いてしまい、歩兵は単なる残敵掃討係となることを意味する。この点が、火力戦闘を論じているようであるが、戦闘そのものを論じていると紫外生が批判している背景にあると考えられる。

簡単に補足すると、戦闘の決着は必ずしも敵の殲滅である必要はなく、例えば敵の保有する土地の占領もあり得る。土地の占領を達成するためには、敵を駆逐するだけでもよい場合もある上、土地の占領は通常歩兵が得意とし、砲兵は苦手である。他方、「根本主義」が示す戦闘の決着は敵の殲滅しか考慮されていない。紫外生が「根本主義」が定めるもの（敵の殲滅）以外にも戦闘の決着があり得ることを考慮していれば、兵士の死傷原因の比率を論じることが、戦闘の主体を論じていることになるとは考えなかったのではないだろうか。この点で、紫外生も「根本主義」に基づいて物事を解釈しているように見受けられる。

まとめよう。「根本主義」には、射撃によって敵に接近し歩兵による白兵戦により戦闘の決着を与えるという戦闘経過と、銃剣突撃（白兵戦）による敵の殲滅によって戦闘の決着がなされるという、戦闘の目的を規定している部分があった。烟霞生は「根本主義」の戦闘経過の部分に立脚して、あくまで火力戦闘の主体が砲兵であることを主張した。対する紫外生は、「根本主義」の戦闘目的の部分をもとに烟霞生の主張を解釈し、烟霞生が多くの兵士を殺傷できる砲兵こそ戦闘の主体であると論じていると考えた。

では、ここから何が言えるのだろうか。日露戦争までの戦場を元に作成された「根本主義」は、第1次世界大戦後の戦場にそのまま当てはめようとする、不整合が生じるようになっていた可能性があるかと筆者は考える。

それでは、議論はすれ違ったまま、平行線で終わったのか。次の項で合意に達した部分と

²² 例えば、兵士が死亡しなくても、部隊が丸ごと投降すれば殲滅を達成したことになる。

相違した部分を見てみよう。

イ 合意が得られた部分と相違する部分

「根本主義」は、戦闘経過を2分割で記載しているように見受けられる。すなわち、射撃により敵へ接近する段階と白兵戦を行う段階である。この内、敵に接近する段階の時間経過が戦闘の大部分を占めることは想定されている反面、白兵戦には時間的な広がりがなく、白兵戦が始まると短時間で決着がつくと想定されているように見受けられる。「烟霞生①」の主張は火力戦闘すなわち敵に接近する段階のみを想定してなされているためか、白兵戦の段階はあまり検討されていないように見える。

「根本主義」が想定する戦闘経過に対して、「紫外生②」では新たな段階区分が提唱されている。具体的には、射撃により敵に接近する段階の中にも、砲兵のみの戦闘段階と砲兵火力と歩兵火力による戦闘段階があること、さらに、白兵戦の段階にも突撃段階と近距離戦闘の段階があることである。加えて、白兵戦中に射撃が必要とされることも提唱されている。つまり、紫外生は銃剣突撃ないし白兵戦が行われれば直ちに戦闘の決着がつくわけではないと考えている。そして、「根本主義」が想定する戦闘経過に対して、新たに自ら考えた経過を提示したのである。一方の烟霞生も、紫外生が提示する新たな戦闘経過に同意している。

議論の進展に伴う戦闘過程に関する見方の変化を図1にまとめた。

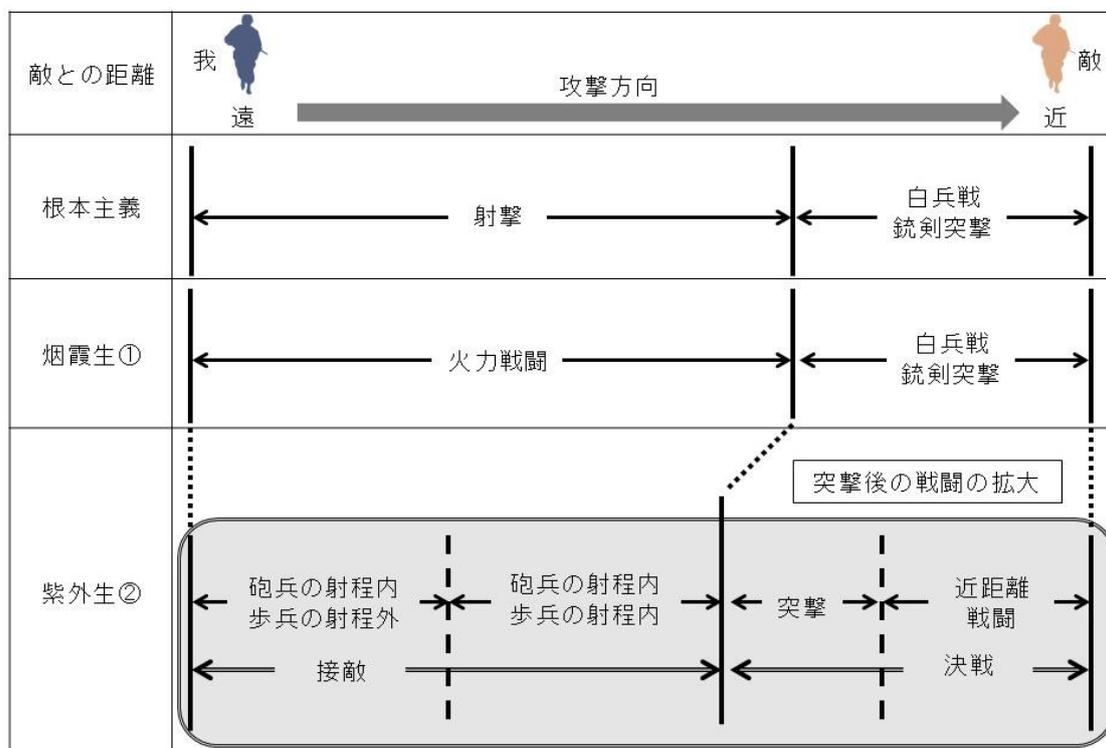


図1 議論の進展に伴う戦闘過程に関する認識の変化

(注) 灰色部が意見の一致をみた部分である。

(出所) 筆者作成。

結局、主兵論争の部分に関しては、意見の一致は見られなかった。紫外生は砲兵の射撃には限界（兵站や観測等）があることに言及し、歩兵に独立戦闘力を付与すべきであるとした。烟霞生はそのような限界は克服されているとし、火力戦闘は砲兵に任せるべきであるとした。

砲兵の限界を明らかにすることは誌上の議論のみではおそらく不可能であり、実験なり実戦なりを経て検証されなければ判定できないだろう。よって、紫外生の反論が続かなかったのは、先にも述べたとおり、誌上で議論できる部分は終わったと考えたからではないかと筆者は考える。

最終的に意見が一致しなかった部分を図2にまとめた。

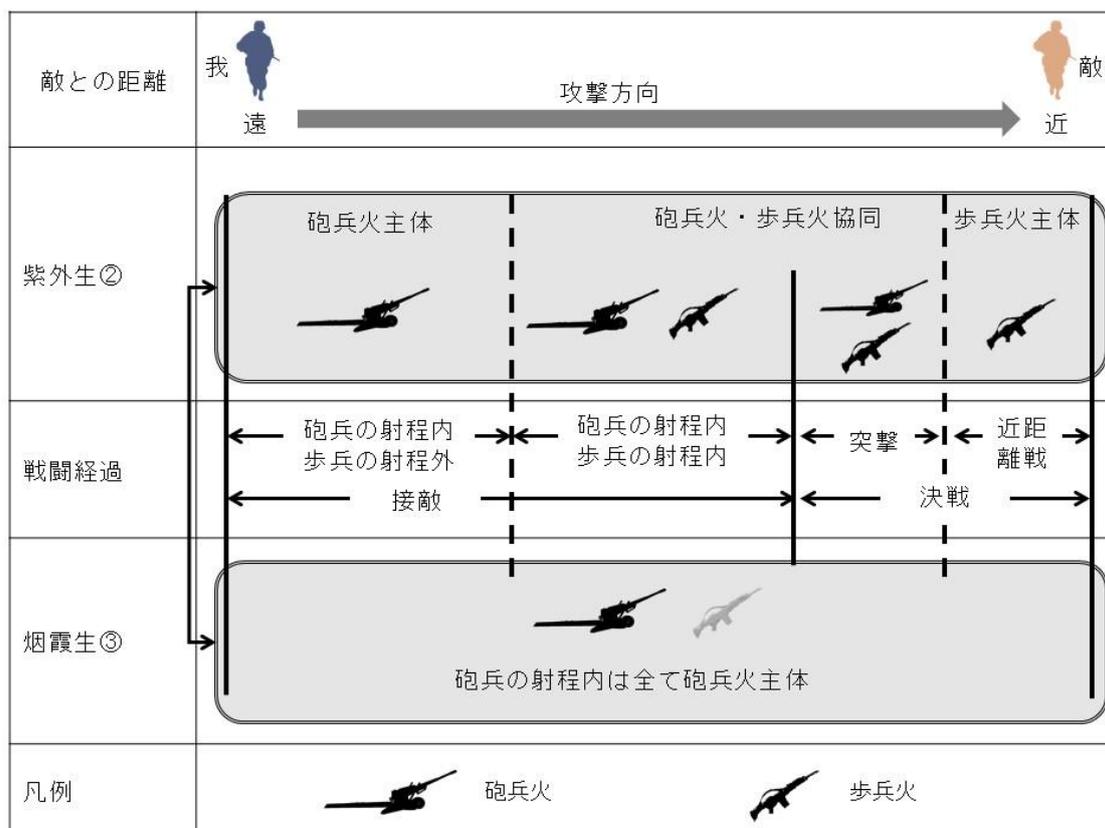


図2 最終的に意見が相違した部分

(注) 灰色部が、意見が最終的に相違したままとなった部分である。

(出所) 筆者作成。

4. 結論

個々の将兵による教訓の受容はどのようにして行われるのだろうか。誌上の議論の意義はどのようなものだろうか。筆者の結論をまとめると、次のとおりである。

- ① 個々の将兵による教訓の理解は、当初は既存の知識の上になされる。既存の知識をもとに新たにもたらされた教訓を解釈し、現実への適用を進めようとする、不整合が生じることがある。この不整合を解決するために、既存の知識の見直しが行われる。
- ② 誌上の議論は、教訓を受容する将兵の組織化をもたらす。また、議論に参加していない読者にも組織化の効果は波及するため、組織内へ教訓が浸透することの一助となる。
- ③ したがって、議論は推奨されるべきであり、まして、禁じられるべきものでない。

(1) 教訓の受容

では①から見てみよう。筆者が言及するまでもなく、軍隊において教訓の受容は白紙の状態からは始まらない。従前の知識、今回で言えば「根本主義」に則った戦い方がすでに普及されているところに、新たな教訓を上書きする形で行われる。

今回取り上げた論争は、大戦で得られた教訓を「根本主義」の枠組みで解釈するところから始まった。烟霞生が火力戦闘の主体を問うたものがそれである。一方の紫外生も、烟霞生の主張を「根本主義」の枠組みで解釈している。

両者ともに「根本主義」の枠組みで議論を行っているにも関わらず、議論にすれ違いが生じている。そこで、互いの主張の根拠を明示することで議論が進み、戦闘経過に関する認識の見直しが行われることになった。

議論を通じて、「根本主義」の戦闘経過が明確に否定されたわけではない。しかし、火力に関する議論を進めるためには、従来的前提となっていた戦闘経過をより細分化して観察する必要が生じ、新たな戦闘経過の見方が提示されることになった。既存の知識の見直しが行われたのである。

(2) 議論の効果

次に②を見てみよう。ここまで述べた戦闘経過に関する見方の変化は、「烟霞生①」のみでは到達できなかった。烟霞生の意見のままでは、「根本主義」が想定する古い戦場観のまま、技術面という上辺だけ更新した戦い方が主張されることになっただろう。具体的に言えば、「根本主義」が想定する戦闘経過のうち、敵に接近するために必要な射撃の主体は、砲

兵が担うという主張である。

ここに紫外生の意見が加わることで、技術面だけでなく、その技術が適用される戦場そのものの見方の変化が必要とされていることに、両者は同意することになった。

そして、この論争が『偕行社記事』上で行われることにより、この議論で得られた知見は当事者 2 人に留まらず、彼らの主張に関心のある将兵であれば誰でも共有することができるようになった。途中から議論に参加した雨畠生は、そのような関心を有した者の代表者であろう。彼は、単に両者の意見を眺めるだけでなく、その論拠を確認し、妥当性を評価している。雨畠生が意見を述べたことで、烟霞生と紫外生の主張に対する第三者の評価が与えられ、読者の見識の幅が広がることになった。

表現を変えてみよう。誌上の議論が寄与するのは、受容する側の組織化である。軍中央から情報や教訓が配布されるだけの場合、その情報や教訓の受容は個々の将兵により行われなければならない。しかし、ここで議論が生起することにより、1 人では理解や想像が及ばなかったはずのところまで、議論参加者の見識を向上させることができる。また、この議論が誌上で行われることにより、その見識は議論の当事者以外の読者にも共有されることになる。読者にも組織化の効果が波及するのである。

(3) 議論の抑圧

最後に③を見てみよう。この部分については、本稿で述べてきたことに加えて、議論に対する日本陸軍の姿勢を補足的に説明する必要がある。

日本陸軍では、用兵に関する個人研究ないし批判的研究が行われなかったと言われることがある。そのような研究が行われなかった理由としてしばしば言及されるのは、1905 年に軍人の著作物公表制限に関する規則ができたことや²³、1907 年に軍令が制定され、それ以降の典令範が軍令として発行されたことである²⁴。軍令を簡単に言えば天皇の命令であり、典令範に対する批判的な研究を行うことは天皇の命令に疑義を申し立てることになってしまう。典令範は従うべき対象であり、批判的な研究対象にはならないという考え方である。

個人的な研究や批判的な研究が無ければ、特徴ある意見が提示されることもなく、それを巡って議論が生起することもない。すでに述べたとおり、『偕行社記事』上で論争が行われた時期は限定的である。今回の論争は、大戦後に日本陸軍が採るべき戦い方の指針が定まる前、一時的に生起した例外的なものであった。

日本陸軍の戦い方の指針がある程度定まった頃、議論を抑圧する指示が教育総監から出ている。1928 年に「近來動モスレハ各方面ニ於テ屢々国軍ノ編制装備ヲ非難スルノ言論ヲ聴キ其弊延イテ軍隊ニ及ヒ(中略)有害無益ノ装備問題ヲ議シ一方ニ於テ縦ヒ装備上ノ不利アルモ他ノ関係ヲ以テ其不利ヲ補ヒ勝利ノ獲得毫モ疑ナシトスルカ如キ訓練ニ欠クルモノ

²³ 佐藤徳太郎『軍隊・兵役制度』(原書房、1975 年) 146-148 頁。

²⁴ 同上、大江志乃夫『日本の参謀本部』(中央公論社、1985 年) 127-128 頁。

アルハ最モ遺憾トスルトコロナリ²⁵⁾」という教育総監の発言である。

今回扱った論争は、本稿では用兵の問題として扱った。しかし、視点を変えれば編制・装備に関して砲兵と歩兵のどちらを中心に考えるかという問題であり、ちょうど教育総監が遺憾とした議論に当たる。

教育総監は、たとえ改善を提言する内容であっても編制・装備の問題を論じてはならないと述べている。なぜそのような議論を行ってはならないのかというと、編制・装備に問題点があることを論じることにより、必勝の信念に揺らぎが生じてしまうからだという。

教育総監の発言が原因となったかは不明だが、この頃を境に『偕行社記事』上で編制・装備に関するもの以外も含めて論争が無くなっているように見える。参考までに、筆者が『偕行社記事』の目次を調査した限りで、議論と呼べる記事の最後は 1927 年の『騎兵の選兵に就て』を読みでの疑問²⁶⁾である。

組織内への知識の浸透は、教育者の努力のみでは成し遂げられない。軍における議論を抑圧するということは、個々の将兵が新たな知識を深く理解することを妨害し、物事を古い尺度のまま観察することをもたらしかねない。教育総監の指示は、各将兵は用兵や編制・装備について考えを巡らせる必要はなく、ただ軍中央とその勝利を信じていればよいというものであり、日本陸軍における用兵の発展を妨害するもののように思われる。

おわりに

本稿では、個々の将兵が教訓をどのように理解するのかに関する事例研究を行い、あわせて、誌上の議論が教訓の受容に及ぼす影響を考察した。

教訓の受容に当たって、既存の知識の影響力は大きい。新たな画期的な教訓を入手したとしても、初めのうちは、その解釈は古い知識基盤の下で行われかねない。1 人では困難でも、多くの人が自ら考え、個別の見方を提示することで、新たな教訓と古い知識の整合がなされていく可能性は高くなる。

陸上自衛隊では、議論が抑圧されているわけではない。しかし、現役陸上自衛官を主な会員とした陸戦学会の機関誌『陸戦研究』では、議論が生じたことはほとんどない。他の意見や記事に対する反論はわずかであり²⁷⁾、さらに、反論に対する反論というやり取りが生じたのは、管見の限り 1 件のみしかない²⁸⁾。日本陸軍において用兵は議論の対象とされるべ

²⁵⁾ 「昭和 2 年貳第 2084 号附属歩兵各隊長会同席上教育総監口演要旨」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01001077000、甲輯大日記付属書類 (典範類 其他) 1 冊 1928 年 (防衛省防衛研究所)、写真 3 枚目。

²⁶⁾ 内山砲兵大尉『騎兵の選兵に就て』を読みでの疑問『偕行社記事』第 635 号 (1927 年 8 月)。

²⁷⁾ 一例として、桑田悦『原則の抽出・適用論』への疑問 - 『戦術教育再考』・『戦史教育への提言』を読んで - 『陸戦研究』第 457 号 (1991 年 10 月号) や、前原透「反論 『クラウゼヴィッツの戦争は終わった』に対し」『陸戦研究』第 549 号 (1999 年 6 月) がある。

²⁸⁾ 前原透『戦いの原理』を『優勝劣敗』とする考え方について『陸戦研究』第 463 号 (1992 年 4 月)

きものではなく、単に従うべき対象となっていた組織文化を、陸上自衛隊は継承してはいないか。

議論は受容者の理解を促進し、各将兵の物事の深い理解は、用兵の将来的な発展に寄与する可能性をもたらす。教訓にせよ、典令範、教範あるいはドクトリンにせよ、組織中央が採用したからといって、それらが正しいとは限らない。その正しさは権威によって証明されるものではなく、まして、多数決で決まるものでもない。唯一、軍や自衛隊が直面する次の1戦によってのみ判定されることになるだろう。その判定を迎えるまでは、組織中央という普及者側だけでなく、個々の受容者側も自ら考え、意見を発表し、議論を行うべきである。

(2024年4月脱稿)

<本稿は個人の見解であり、教育訓練研究本部を代表するものではありません。>

号)、桑田悦「『戦いの原理』を「優勝劣敗」とする考え方について』への反論」『陸戦研究』第465号1992年6月号)。